



岩労発基 0914 第 2 号  
令和 5 年 9 月 14 日

関係団体・機関の長 殿

岩手労働局長



金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の修了試験の採点の  
基準等について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が新設されることとなり、その趣旨等については、令和 5 年 4 月 11 日付け岩労発基 0411 第 4 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について」により通知していたところです。

今般、厚生労働省から、下記 1 及び 2 のとおり、当該講習の修了試験の配点の基準等が定められたことが通知されましたので、これに伴い、令和 5 年 4 月 11 日付け岩労発基 0411 第 4 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について」の一部を下記 3 の新旧対照表のとおり改正します。

つきましては、貴団体・機関におかれましても、趣旨を御理解いただき、関係事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に係る修了試験の各科目ごとの配点は、次のとおりとすること。
  - (1) 健康障害及びその予防措置に関する知識 20点
  - (2) 作業環境の改善方法に関する知識 30点
  - (3) 保護具に関する知識 30点
  - (4) 関係法令 20点
  
- 2 採点は各科目の点数の合計100点をもって満点とし、各科目の得点が1に掲げる

配点の40パーセント以上であって、かつ、全科目の合計得点が60点以上である場合を合格とすること。

3 施行通達を次の新旧対照表のとおり改めること。

改正後	改正前
第1 (略)	第1 (略)
第2 細部事項	第2 細部事項
1 (略)	1 (略)
2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係	2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係
<p><u>(1) 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。</u></p>	<p>金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。</p>
<p><u>(2) 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に係る修了試験の各科目ごとの配点は、次のとおりとすること。</u></p>	
<p><u>ア 健康障害及びその予防措置に関する知識 20点</u></p>	
<p><u>イ 作業環境の改善方法に関する知識 30点</u></p>	
<p><u>ウ 保護具に関する知識 30</u></p>	

点

エ 関係法令 20点

(3)採点は各科目の点数の合計100点  
をもって満点とし、各科目の得点  
が(2)に掲げる配点の40パーセ  
ント以上であって、かつ、全科目  
の合計得点が60点以上である場合  
を合格とすること。

3 (略)

3 (略)

